

■保険料の支払い方法

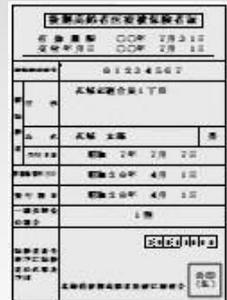
保険料の納め方は、原則「年金天引き」です。(申し出によって「口座振替」も可能)ただし、次の(1)~(3)のいずれかに該当する方は「年金天引き」の対象となりません。「納付書」または「口座振替」にてお納めください。

- (1)介護保険料が「年金天引き」されていない方(年金額が年額18万円未満の方)
 - (2)介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の半分を超える方
 - (3)新たに制度に加入された方の半年の期間
- ※社会保険料控除は、「年金天引き」の方は本人に、「口座振替」の方は口座名義人に適用されます。
 ※国民健康保険料(税)の口座振替は自動継続されません。再度財務課納税係へ申し出を行ってください。

新しい保険証は黄色です

■保険証が新しくなります(黄緑色→黄色)

現在ご使用の黄緑色の保険証の有効期限が、7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。7月中に新しい保険証を交付します(郵送)。
 ・新しい保険証の有効期限は9月30日までの2ヶ月間となっていますので、ご注意ください。
 ・制度改正に伴い窓口負担割合の見直しを行い、9月中にすべての被保険者の方を対象に新しい保険証を交付します(窓口負担割合が変更とならない方も含みます)。



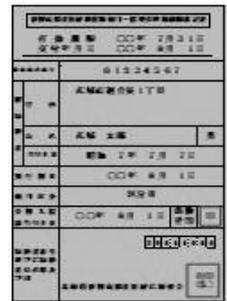
新しい減額認定証および限度証は水色です

■減額認定証(限度額適用・標準負担額減額認定証)・限度証(限度額適用認定証)も新しくなります(橙色→水色)

現在使用の橙色の減額認定証および限度証の有効期限が、7月31日をもって満了となるため、引き続き対象となる方は7月中に新しい減額認定証および限度証を交付します(郵送)。新たに必要の方は、次の交付要件に該当することをご確認の上、住民生活課国民健康保険係へ申請してください。

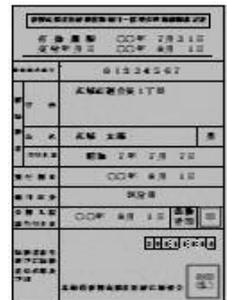
◆減額認定証の交付対象…次の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区分Ⅱ	○世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	○世帯全員の所得が0円の方 ※公的年金控除は80万円を適用 ※給与所得がある場合、その金額から10万円を控除
	老齢福祉年金を受給されている方



◆限度証の交付対象…次の3区分のうち、現役並みⅠ、または現役並みⅡに該当する方

現役並みⅢ	住民税課税所得が690万円以上の被保険者と、その方と同じ一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅡ	現役並みⅢに該当せず、住民税課税所得が380万円以上の被保険者と、その方と同一世帯にいる被保険者の方
現役並みⅠ	現役並みⅢ・Ⅱに該当しない3割負担の方と、その方と同一世帯にいる被保険者の方



【問い合わせ先】

- ・北海道後期高齢者医療広域連合 ☎011-290-5601
- ・住民生活課国民健康保険係 ☎0137-62-2112
- ・熊石総合支所住民サービス課 ☎01398-2-3111